

令和元年

10月号

# 事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0034 千葉県市川市市川 1-21-7-405

mei\_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-326-5677・FAX 047-322-5244



海岸線が美しい紀伊半島

## 令和元年 10月の税務と提出期限

- ① 10月10日・・・令和元年9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- ② 10月30日・・・令和元年8月30日決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ③ 10月中の条例で定める日・・・個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第3期分）

## 今月の気になった記事

①消費税増税前の9月に契約、10月に納品したら・・・通常の売買契約では、増税前の契約で、増税後の納品の場合には、税率は10%となります。但し、今年3月31日迄に、請負契約を締結していれば納品が10月になった場合にも税率が8%の「経過措置」があるのでご注意ください。

②税務調査の「簡易な接触」で修正申告が増加・・・最近増えている税務署からの文書や電話による来署依頼。いわゆる「簡易な接触」による調査が年間約55万件も行われて、全体の税務調査の約90%を占めています。実際に調査官が現場（会社）までやってくる調査だと、約9割（87%）が問題を指摘されています。

③個人シェア経済GDPに参入・・・内閣府は、2020年度から個人が担う民泊やモノの貸し借りなどの「シェアリングエコノミー」を国内総生産（GDP）に入れる方針です。GDPは国内で生み出された付加価値の総額を示す重要な経済統計。これが、シェア経済全体で800～1000億円の付加価値を捉えられていないと推計しています。

# 資本的支出（資産計上）と修繕費（費用）

## 1. 資本的支出（法人税基本通達 7-8-1）

法人が、所有する建物等の修理、改良のために支出した金額のうちその建物等の価値を高め耐久性を増すことになると認められる部分に対応する金額が資本的支出となり、資産計上が必要です。

### 原則として以下に該当する金額は資産計上

- (1) 建物の避難階段の取り付け等物理的に負荷した部分にかかる費用の額
- (2) 用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用の額
- (3) 機械の部分品を特に性能の高いものに取り替えた通常に要する額を超えた場合の超えた部分の金額



## 2. 修繕費に含まれる費用（法人税基本通達 7-8-2）

法人が、所有する建物等の修理、改良のために支出した金額のうちその建物等の通常の維持管理のため又は壊れた建物の原状を回復する場合にはそのための金額が「修繕費」となる  
(原状回復前と修理後の写真の保存をお願いします。)

## 3. 少額または周期の短い費用（法人税基本通達 7-8-3）

建物等の修理改良に要した金額が下記に該当するときは「修繕費」として損金経理することができる。

- (1) 建物等の修理、改良のために要した費用の額が 20 万円に満たない場合
- (2) 建物等の修理、改良がおおむね 3 年以内の期間を周期として行われることが既往の実績からみて明らかなる場合

## 4. 形式基準による修繕費の判定（法人税基本通達 7-8-4）

法人が、所有する建物等の修理、改良のために支出した費用の額のうち、資本的支出か修繕費であるか明らかでない金額がある場合に以下に該当する場合には修繕費とすることができる。

- (1) その金額が 60 万円に満たない場合
- (2) その金額が、その固定資産の前期末の取得価額のおおむね 10%相当額以下である場合。

## 5 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（措置法 42 の 4）

中小企業者が、取得価額 30 万円未満である減価償却資産を 2020 年 3 月 31 日までの間に取得して事業の用に供した場合には、一定の要件のもとにその取得価額を損金の額に算入することができる。

# 台風被害の復旧のために支出する修繕費の損金処理

## 1. 被災資産の耐震性を高めるための補強工事費用

**Q.** 二次災害を回避するなどの目的で、被災した建物について耐震性を高めるための補強工事を行った場合に、その工事に要した費用は、税務上、損金の額に算入されるか？

**A.** 二次災害を回避する目的で被災した建物について耐震性を高めるために行った補強工事は、

同規模の地震や余震の発生を想定し被災建物の倒壊等の被害を防止するなど、被災前の効用を維持するためのものが多いと考えられます。このため、法人が、被災資産（その被害に基づき評価損を計上したものを除きます。）の被災前の効用を維持するための補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出した費用について、修繕費として経理したときは、その処理が認められます。

# AI の未来・大企業の中小企業化

## 1. 文部科学省は、全国の大学と共同で新たな人材育成で AI（人工知能）を使いこなす

政府は 2020 年を目標に、製造業や小売・サービス、医学や農業などの各分野で人工知能を使いこなす人材を増やすために、全国の大学と共同で新たな人材育成のカリキュラムの策定に乗り出す。

人工知能について高度な専門家や教育実績を持つ東京大、滋賀大、など国立の 6 大学に加え、特定分野協力校として今後、指定する大学など計 10 校と連携する。

## 2. さいたま市、空撮写真を AI で分析、作業時間 9 割削減へ。

固定資産税の評価業務に人工知能の活用。課税の対象となる家屋の新築や増築を判断する際に、これ迄は年初に航空撮影した家屋の写真を委託業者や市の職員が前年の写真と目視で比較していた。これを AI に代えることで調査時間を 9 割削減し効率よく業務を進める。本格活用は、2020 年 1 月から始める。

## 3. 小売企業がポイント還元目当てに資本金を減資して、中小企業へ

小売業を営む大企業の減資が相次いでいる。増税対策として実施されるポイント還元の対象となる中小企業になるのが目的だ。減資を行った小売業者は昨年 1 月～7 月には 252 件だったのに対し、今年の同時期は 412 件と 6 割も増加した。内容は、これまで 1 億円だった資本金を今年に入って 5000 万円や 3000 万円に減資するスーパーや百貨店が出ているという。ポイント還元以外にも中小企業を対象にした施策が多く存在することから、今回減資した企業はそれらの恩恵を受けるため、というよりも生き残りをかけた小売業の実態なのだろう。



# 税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

## 1. 銀行支店、ひっそり統合が加速

大手銀行の事業モデルが転機を迎えている。今迄のお金の振込み、住宅ローンの取り扱い、資産運用の相談などを窓口で対応する従来型の店舗を大幅に減らし、最新のデジタル技術を詰め込んだ新型店を開店した。税金や公共料金を簡単に支払える新型 ATM で、テレビ電話も備え銀行員と相談もできる次世代型だったが、利用者が増えない。デジタル化とキャッシュレス化で加速する顧客の店舗離れ。メガバンクは新しい店舗像を模索している。

## 2. 過疎地の役場、撤退して郵便局が代行

長野県の過疎地の村役場が、支所を閉じ、近くの郵便局に業務を委託した。全国の郵便局は約 2 万 4 千局、自治体の支所や出張所は約 5 千 3 百ヶ所。郵便局の地域別収支は赤字で、自治体の支所業務の受託でも赤字を抜本的に改善できていない。信用金庫や農協は店舗数を大きく減らしてきたが、郵便局は合理化と無縁で来た。効率の低い郵便局が行政の役割を担いながら維持されれば、しわ寄せは国民へ及ぶ。

## 3. フリーランスで能力発揮、働き方を自分で選択

インターネットを通じて単発の仕事を受け負う働き方が広がっている。場所や時間を選ばない働き方は、埋もれた時間や能力に価値をもたらす。新しい働き方がもたらす経済は「ギグ・エコノミー」と言われる。内閣府が 2019 年 7 月に公表した資料によると、日本で本業がフリーランスという人は 158 万人～228 万人。最大でも就業者の 3% 程度。ネットが生んだギグ・エコノミー。埋もれていた才能が発掘されれば経済の活力につながるだろう。経済産業省はフリーランスの働き方を「雇用類似」と表現し、法規制が必要か検討をしている。立場が不安定で低賃金だという指摘も多い。